

## 山形県県土整備部の熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

山形県県土整備部では工事現場における熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に伴う熱中症予防のため、当分の間、以下のとおりとします。

	試行 (令和元年7月1日以降)	当分の間 (令和2年7月7日以降)
対象工事	県土整備部が発注する「土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ、Ⅱ及び県版）」を適用する工事で主たる工種が屋外作業である工事	同左
用語の定義	<p>(1)真夏日 日最高気温が <b>30度</b> 以上の日 ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が <b>30度</b> 以上の場合</p> <p>(2)工期 「工事の始期」から「工期の終期」までの期間のうち、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間及び工事の全体を一時中止している期間を除いた期間</p> <p>(3)真夏日率 真夏日率(%) = 工期中の真夏日(日) ÷ 工期(日)</p>	<p>(1)真夏日 日最高気温が <b>28度</b> 以上の日 ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が <b>28度</b> 以上の場合</p> <p>(2)工期 同左</p> <p>(3)真夏日率 同左</p>
気温等の計測方法等	<p>(1)計測方法 施工計画書に、工事期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。 気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所が公表するものを用いることを標準とする。 気温のほか、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることができる。この場合、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とし、これに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2)計測結果の報告 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。</p>	<p>(1)計測方法 同左</p> <p>(2)計測結果の報告 同左</p>
積算方法	<p>受注者より提出された計測結果の資料を基に、真夏日率を算出し、現場管理費率に加算し、補正を行う</p> <p>(1)補正値の算出 真夏日率 = 工期中の真夏日(日) ÷ 工期(日) ※小数点以下3位を四捨五入して2位止め 補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数(1.2) ※小数点以下3位を四捨五入して2位止め</p> <p>(2)現場管理費の算出 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値) ※補正値について、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%。</p>	<p>同左</p> <p>(1)補正値の算出 同左</p> <p>(2)現場管理費の算出 同左</p>
その他	特記仕様書に試行工事の対象である旨を記載する。	同左